

平成20年度第18回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成20年11月27日(木) 午前10時00分～午前11時35分

2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

3 出席者

【人事委員】

委員長 曾我紀厚
委員 高橋敬一
委員 佐蔵絢子

【事務局職員】

事務局長 浅井 涉 次長 中尾康師
任用課長 西尾孝之 給与課長 岡田良彦
課長補佐 松本秀樹

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 勤務条件に関する措置要求の受理及び却下の決定について

議案第2号 条例改正に対する本委員会の意見について

議案第3号 人事委員会通知の一部改正について

協議等事項

(1) 県民から寄せられた意見(県民の声)について

5 会議の公開・非公開

議案第1号及び協議等事項を非公開とした。

6 議事

(1) 議案第1号

勤務条件に関する措置要求の受理及び却下の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

(2) 議案第2号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり意見を提出することに決定した。

【説明】

平成20年11月議会に提出された職員の給与に関する条例等の一部改正について、及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき県議会から意見聴取があり、これに対して本委員会の意見を回答しようとするもの。

この一部改正については、一部に勧告の内容と異なる部分があるものの、概ね勧告の趣旨に沿った妥当なものと考え、異議なしとして回答したい。

<議案第35号>

① 条例案の名称

職員の給与に関する条例等の一部改正について

② 改正理由

人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の給与の改定を行うもの。

③ 概要

(1) 職員の給与に関する法律の一部改正

ア 給料月額引下げ

給料月額を3.5%（月例給としては3.2%）引き下げる

（行政職1、2級相当の職員を除く）

イ 期末手当引下げ

期末手当の支給月数を年0.03月分（再任用職員にあつては、0.02月分）引き下げる

ウ 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の引上げ

初任給調整手当の上限額を月額410,900円（現行306,900円）に引き上げる

エ 教員給与の決定

(ア) 副校長、主幹教諭の設置に伴い、教育職給料表を5級制（現行4級制）に改め、標準職務表の改定を行う

(イ) 定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当の支給対象に、副校長、主幹教諭、を加える。

(ウ) 義務教育等教員特別手当の引下げ

義務教育等教員特別手当の上限額を月額15,900円（現行20,200円）に引き下げる。

(2) 関係条例の一部改正

ア 次の条例について(1)のアの改正事項に準じた改正を行う。

(ア) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（給料月額引下げ措置）

(イ) 任期付研究員の採用等に関する条例

(ウ) 任期付職員の採用等に関する条例

イ 次の条例について所要の規定の整備を行う。

(ア) 職員の特殊勤務手当に関する条例

(イ) 職員の退職手当に関する条例

(ウ) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

④ 施行期日

ア 2の(1)のア及びイ並びに(2)のア及びイの(イ)

公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日のときは、その日）

イ 2の(1)のウ及びエ並びに(2)のイの(ア)及び(ウ)

平成21年4月1日

⑤ 条例案に対する人事委員会の判断（案）

本条例案は、行政職1～2級相当の給料の引下げを行わないなど、一部に勧告内容と異なる部分がある。しかし、当該措置は該当部分に係る公民比較結果を重視し、民間と均衡がと

れているので引下げを行わないと労使双方で合意したものであり、地域民間の給与水準をより考慮した勧告を心がけた当委員会とその方向性は同一であり、勧告の趣旨を損ねるようなものではない。したがって、その方向性を踏まえて提案された本条例案は概ね妥当なものであり異議はない。

<議案第36号>

① 条例案の名称

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

② 改正理由

人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の勤務時間の改定等を行うもの。

③ 概要

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

ア 職員の勤務時間を4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分(現行40時間)とする。

イ 勤務時間の割振りを1日につき7時間45分(現行8時間)とする。

ウ 次の職員について所要の勤務時間の改定を行う。

(ア) 短時間勤務職員

(イ) 再任用短時間勤務職員

(ウ) 任期付短時間勤務職員

(エ) 船員

エ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 関係条例の一部改正

ア 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、(1)に準じた改正を行う。

イ 次の条例について所要の規定の整備を行う。

(ア) 職員の給与に関する条例

(イ) 職員の育児休業等に関する条例

(ウ) 任期付研究員の採用等に関する条例

④ 施行期日

平成21年4月1日

⑤ 条例案に対する人事委員会の判断(案)

本条例案は、勤務1時間当たりの給与額の引下げを行っていないなど、一部に勧告内容と異なる部分がある。しかし、当該部分の引下げは違法であるとする解釈も一部にはある中で、その対応に慎重を期した知事の立場も理解できるところである。また、一層の公務能率の向上と時間外勤務の縮減を進めることで行政コストの増加を招かないようにしたいとの考えも表明しており、その方向性は勧告の趣旨を損ねるものではない。したがって、本条例案は概ね妥当なものであり、異議はない。

【質 疑】

事務局

特に給与がメインであるが、給与改正の合意内容は結果的に地域の民間準拠に踏み込んでくれたので、それを踏まえて異議なしとしたい。

委員

とりあえず妥協したというところか。

事務局

組合としては給料表のフラット化に一步踏み込んだことになる。結果的には民間準拠がより進んだ形だ。

委員

大きな流れの中で、その方向に進んでいけばよい。

事務局

今回の改正条例施行に伴う諸規定の改定を次回12月17日の委員会にお諮りしたい。

委員

今回提案された改正給与条例は、我々の勧告した平成19年の国の俸給表を使わないということか。

事務局

そのとおりである。行政職の1～2級相当を変えないということなので平成18年の国の俸給表のままである。

委員

妥協したようではあるが、結果的に人事委員会の意図する方向に入ったということで、今回の条例案はよろしいのではないか。

委員

総務省による勧告のヒアリングは終わったのか。

事務局

知事部局の都合がつかず、まだ実施されていない。

委員

では、議案どおり回答いただきたい。

(3) 議案第3号

人事委員会通知の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

「期末手当及び勤勉手当の運用について」について所要の改正を行うもの。

① 通知の名称

期末手当及び勤勉手当の運用について

② 改正概要

期末手当又は勤勉手当の額に1円未満の端数が生じた場合の手当額の算定方法について定める。(施行日：平成20年12月1日)

【質疑】

委員

運用を明文化したということか。

事務局

そのとおりである。

(4) 協議事項等

県民から寄せられた意見（県民の声）について、事務局が説明した。

【説明】

【意見者】

氏名、性別、年齢、住所 不明（11月20日受付）

【意見】

- ・鳥取県は民間の会社に例えれば倒産の会社であるのに、なぜボーナスや給料が高いのか。従業員が50人以上の会社の給与を調べているというが、パートの給料を加味していない。
- ・県は倒産してボーナスを出せる状況にない。黒字になるまで出すべきでない。知事の考えは違うのではないか。鳥取県は、給与を3.24%引き下げるというが、岡山県は7.4%引き下げると聞いた。元は税金なので真剣に考えてほしい。

【対応結果報告（案）】

県職員の給与については、地方公務員法第24条第3項に「職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」と定められています。

人事委員会は、毎年国（人事院）と共同で民間給与実態調査を行い、県職員の給与水準、民間事業所の同種同等の従業員の給与水準、国や他の都道府県の職員の状況なども勘案して県職員の給与について勧告を行っています。この勧告を受けて、知事が給与条例改定を県議会に諮り給与が決定されています。

今年は11,564円（3.24%）県職員の方が高い、ボーナスについても0.03月県職員が高いということが判明しました。

色々検討した結果、地域民間事業所従業員の給与水準を反映させ、民間事業所従業員と県職員の均衡を出来る限り図ることが適当と判断して、10月6日に、給料等を引き下げることを内容とする報告・勧告を行いました。

なお、パート従業員の給与については、同種同等の従業員の給与水準と比較するという観点から給与比較の対象としていません。

岡山県が7.4%引き下げということですが、これは岡山県人事委員会の給与勧告とは別に、知事が引き下げを行おうとしているものです。

【質疑】

事務局

対応結果報告ということで、知事部局の給与室、財政課の回答を合わせて県民室で整理の上、県としての回答をインターネット上で行うこととなる。

委員

こういう考えの人もいるということをしっかり議会等でも言えばいいのではないか。

委員

実際にこのように考えている人はたくさんいると思う。

6 次回の人事委員会の開催

平成20年12月17日（水）午後4時00分から開催することとした。